

証券コード 3802

2018年6月8日

株 主 各 位

札幌市中央区大通西八丁目1-1
朝日生命札幌大通ビル
株式会社エコミック
代表取締役社長 熊谷浩二

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月25日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください（詳細は、42頁をご確認ください。）。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南一条西五丁目9番地1
ホテルオークラ札幌 2階 フォンテーヌ
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第21期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第21期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

~~~~~  
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ecomic.jp>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ecomic.jp>）に掲載させていただきます。

~~~~~  
会社説明会開催のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第21期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。

是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用情勢の改善や個人消費の持ち直しにより、緩やかな回復基調を続けています。今後も雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くと見られますが、少子高齢化・人口減少が進む中で、人手不足を克服し持続的な経済成長につなげるためには、働き方改革に伴う多様な人材の労働参加を図ることや、AI及びRPA（ロボティック・プロセス・オートメーションの略。ロボットによる業務自動化のこと）等の導入などにより生産性の向上を図ることが大きな課題とされています。

当業界におきましては、このような緩やかな景気回復基調、人材不足及び働き方改革等を背景に、企業の効率化、省力化への動向が継続しており、今後、事業再構築の手段としてアウトソーシングのニーズも同様に高まっていくと考えております。

そこで当社グループは、経営方針にある「お客様への価値あるサービスの提供」として、顧客企業に対し給与計算に係る人材、時間等の経営資源をより価値の高い本来業務へ転換していただくことによるコストの削減、顧客企業内からの個人情報漏洩対策等企業リスクの観点から、給与計算アウトソーシングの提案を行い、同時に給与計算に付随する年末調整・住民税徴収額更新・マイナンバーアウトソーシングのほかシステム開発等の付加価値サービス提案を行ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績については、売上高は970,243千円（前連結会計年度比0.0%増）、営業利益は67,072千円（前連結会計年度比24.3%減）、経常利益は72,709千円（前連結会計年度比20.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は55,440千円（前連結会計年度比21.9%減）となりました。

当社グループはペイロール事業の単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント区分を行っておりません。この単一セグメントであるペイロール事業の業績は次のとおりであります。

当連結会計年度については、引き続き既存顧客との関係強化及び積極的な営業活動に取り組んでまいりました。売上高については前連結会計年度に比べ、新規顧客の受注が進んだ一方、昨年まで継続的に取引していた年末調整業務の大型案件の受注がなかったこと及びマイナンバー関連の需要が制度導入後に一巡したことが影響し、売上高合計では970,243千円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。利益につきましては、作業の標準化や子会社への業務委託等による効率化を行ったものの、販売費及び一般管理費の増加等により、営業利益67,072千円（前連結会計年度比24.3%減）となりました。

[事業の種類別売上高]

(単位：千円)

事業区分	売上高	構成比	前連結会計年度比
ペイロール事業	970,243	100.0%	0.0%
合計	970,243	100.0%	0.0%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は45,083千円であり、その内訳は主に、有形固定資産では基幹サーバリプレイス等に伴う工具、器具及び備品9,587千円、無形固定資産では当連結会計年度に新たにリリースした新サービスである「単年調」システム開発等によるソフトウェア35,495千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において重要な資金調達は行っておりません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2015年3月期)	第 19 期 (2016年3月期)	第 20 期 (2017年3月期)	第 21 期 (当連結会計年度) (2018年3月期)
売上高 (千円)	778,117	898,495	969,830	970,243
経常利益 (千円)	44,661	62,652	91,591	72,709
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	21,086	44,948	70,988	55,440
1株当たり当期純利益 (円)	13.25	28.24	44.56	34.60
総資産 (千円)	521,022	530,782	610,976	631,804
純資産 (千円)	422,693	457,504	522,471	568,484
1株当たり純資産 (円)	264.55	285.19	323.86	353.00

- (注) 1. 第21期より連結計算書類を作成しております。第18期、第19期及び第20期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキャリアバンク株式会社で、同社は当社の株式820,400株（議決権比率51.2%）を保有いたしております。

当社は親会社との間で、給与計算業務を受託し、人材派遣の受入等の取引を行っております。

② 親会社との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害しないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
栄光情報技術（青島）有限公司	2,000千円	100%	ペイロール事業

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復に向かうことが期待されるものの、依然として、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響など、不透明な状況であります。それに伴い、企業は存続のために継続的な合理化努力を行いつつ、一方では、個人情報漏洩などの多岐に亘る企業リスクに対処しなければならないという非常に厳しい状況に晒されているといえます。

このような環境のもと、企業の講ずる合理化策、リスク回避策の一つがアウトソーシングであると思われます。アウトソーシングを活用することにより、管理間接部門のコスト削減が図れると同時に管理部門が本来行うべき業務への集中を図り合理化につなげること、また、情報漏洩リスクの一部を回避することができることから、今後もアウトソーシングのニーズはますます高まっていくものと考えております。

このような企業のニーズに対し、当社グループは以下の課題に取り組んでいく必要があると考えております。

① 業務のスピードアップ、成果物の量産

当社グループが行っているペイロール事業は、主に顧客企業の状況に合わせて給与計算を代行することにあります。個々の顧客企業に応じたシステムの構築を行い対応しておりますが、より効率を高め大量処理可能な業務フローを継続的に進化させていく必要があると考えております。

② 業務品質の向上及び情報管理体制の強化

当社グループが行っているペイロール事業では、業務成果物の正確性は、顧客企業が当社グループに業務を委託する際の前提条件と考えております。また、多くの企業は個人情報漏洩対策を重要な課題として認識していることから、当社グループでは顧客企業の信頼確保のために、品質向上の仕組み・体制及び情報管理体制を引き続き強化してまいりたいと考えております。

③ 優秀な人材の確保及び育成

昨今の人材不足により、アウトソーシングを活用する企業が増えております。そのため業務を受け入れる側のアウトソーサーは、業務量の増加に対応できる優秀な人材を確保する必要があります。当社グループでは、国籍・年齢・性別を問わずに優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、子会社への業務移管を進めることにより、業務量の増加に対応できる体制を整える必要があると考えております。

④ 災害等に関わるリスクの分散

今後、企業の災害等リスク回避の手段としてアウトソーシングのニーズが高まることが予想されます。当社グループでは企業のそのようなニーズに応えるため、事務センターを複数拠点設けるなど災害等に備えてリスクの分散を行っておりますが、今後も更なるリスク対策を強化していく必要があると考えております。

⑤ 営業体制の強化

今後、サービス需要の高まりに合わせて、競合他社の需要取り込みに向けた動きが一層激しさを増すとみられます。特に、数千人から1万人規模の大企業は多くの競合他社がメインターゲットに据えており、グループ会社を含めた業務集約化として導入提案を行う競合他社も増えていることから、受注獲得に向けて競争激化は避けられない状況にあります。そのような中、当社グループでは営業体制の強化や日本国外のマーケットの開拓に取り組んでいく必要があると考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

事業区分	事業内容
ペイロール事業	給与計算受託業務

(6) 主要な事業所 (2018年3月31日現在)

① 当社

本社	札幌市中央区
東京本部	東京都新宿区
大阪営業所	大阪市北区

② 子会社

栄光信息技术(青島)有限公司	中国山東省青島市
----------------	----------

(7) 使用人の状況 (2018年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ペイロール事業	63名	—

(注) 1. 使用人数は就業員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー等を含む。)を除いております。

2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
42(101)名	5(20)名減	36.9歳	5.0年

(注) 使用人数は就業員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート社員(1人1日8時間換算)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2018年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2018年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 4,000,000株

(注) 2017年1月18日開催の取締役会決議に基づき、2017年4月1日付にて実施した株式分割（1株につき2株）に伴う定款の一部変更が行われ、同日付けをもって発行可能株式総数は2,000,000株増加し、4,000,000株となっております。

② 発行済株式の総数 1,603,800株

(注) 1. 2017年1月18日開催の取締役会決議に基づき、2017年4月1日付にて実施した株式分割（1株につき2株）により、同日付けをもって発行済株式の総数は、801,000株増加し、1,602,000株となっております。

2. 新株予約権の行使により、発行済株式総数は1,800株増加しております。

③ 株主数 663名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
キャリアバンク株式会社	820,400株	51.15%
佐藤良雄	179,600株	11.19%
熊谷浩二	72,000株	4.48%
目時伴雄	69,100株	4.30%
稲熊章男	46,400株	2.89%
山鹿時子	28,000株	1.74%
SBIビジネス・ソリューションズ株式会社	24,400株	1.52%
中瀬浩一	23,000株	1.43%
高橋正雄	20,200株	1.25%
加藤徹嘉	20,000株	1.24%

(注) 自己株式は所有していません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第3回新株予約権
発行決議日		2014年5月16日
新株予約権の数		162個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり331円
権利行使期間		2016年7月1日から 2021年6月30日まで
行使の条件		(注1、2)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 8個 目的となる株式数 1,600株 保有者数 1人
	監査役	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 1人

- (注) 1. 新株予約権者は権利行使の時点においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
2. その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. 2017年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2016年9月16日
新株予約権の数	519個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 103,800株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	1個当たり2,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり476円
権利行使期間	2016年10月11日から 2023年10月10日まで
行使の条件	(注1、2、3)
割当先	当社役員及び従業員

- (注) 1. 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）において、2018年3月期及び2019年3月期の2事業年度における連結営業利益が連続して100百万円を超過している場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、適用する会計基準の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
3. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 2017年4月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
5. 上記新株予約権は、2018年3月期連結業績について、行使の条件を満たさず失効する見込みです。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	熊谷浩二	栄光信息技术（青島）有限公司 董事長
取締役	荒谷努	管理部長 栄光信息技术（青島）有限公司 董事
取締役	生垣公彦	営業部長 栄光信息技术（青島）有限公司 董事
取締役	水江司二	
常勤監査役	鈴木豊	
監査役	小林董和	
監査役	井上晋一	井上晋一事務所代表

- (注) 1. 取締役水江司二氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小林董和氏及び井上晋一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役井上晋一氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、社外取締役水江司二氏、社外監査役小林董和氏及び井上晋一氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
新谷隆俊	2017年6月23日	任期満了	監査役 キャリアバンク株式会社常務取締役第1営業部長

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取（うち社外取締役）役	4名 (1)	32,464千円 (5,005)
監（うち社外監査役）役	4 (2)	4,345 (740)
合（うち社外役員）計	8 (3)	36,810 (5,746)

- (注) 1. 上記には、2017年6月23日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 取締役の報酬限度額は、1997年3月31日開催の創立総会において年額80,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、1997年3月31日開催の創立総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役井上晋一氏は、井上晋一事務所の代表であります。当社と兼職先との間には、当社から兼職先への事務委託の取引関係がありますが、金額が少額であり、特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役水江司二氏は、2017年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。主に豊富な業務経験と知識を生かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役小林董和氏は、当事業年度に開催された取締役会22回のうち19回、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。主に豊富な業務経験と知識を生かして、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

監査役井上晋一氏は、2017年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役小林董和氏及び社外監査役井上晋一氏と、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,200千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

2018年3月31日現在、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社及び子会社は、経営方針のひとつにコンプライアンス（法令遵守）及び倫理的行動を掲げており、全役員並びに使用人に対して、研修等を通じて法令遵守や行動規範の周知徹底を図り、「コンプライアンス規程」及び「企業行動規範」に則った企業活動を行う。
ロ. 内部監査部門は、各部門の業務が法令及び定款に基づいて実施されているかどうかを計画的に監査し、社長に報告する。
ハ. 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報規程に基づく内部通報制度を確立する。
ニ. 企業活動上求められる法令・規則等の遵守はもとより、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを目的とし、コンプライアンス委員会を設置している。
- ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定又は取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文書取扱規程」、「稟議規程」、「職務権限規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議書を作成し、適切に保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. 「業務分掌規程」、「職務権限規程」、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃をする。
ロ. 自社情報、顧客情報、個人情報各情報の各情報管理の徹底を図るとともに、漏洩対策にも積極的に取り組み、IT技術の進歩に合わせたセキュリティ体制構築を継続して確立する。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、子会社においては、必要に応じて適宜開催している。
ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「稟議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しているが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとする。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
「子会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項について、子会社は当社へ定期的に報告し、又は事前協議を行う体制を構築している。

- ロ. その他の当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社の内部監査部門から定期的に内部監査を受けており、法令、定款及び社内規程に合致しているかの監査を受けている。また、子会社に対しては、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施している。
- ⑥ 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役職務を補助すべき使用人の設置について、監査役要請があった場合には、適切な人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
上記の使用人の人事、評価等については、監査役の意見を聴取し、尊重する。また、監査役より要請のある場合、上記の使用人は監査役の指揮・監督のもと、監査役の指示業務を優先して行うものとする。
- ⑧ 当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人等は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査役に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務遂行に関する帳簿及び書類等の提出や、状況説明をする。
- ロ. 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき次に掲げる業務を行っている。
- ・ 取締役会への出席
 - ・ 重要な決裁文書の閲覧と確認
 - ・ 取締役忠実義務違反の監査
 - ・ 期中及び期末会計監査
 - ・ 定時監査業務報告書作成、協議
 - ・ 次期監査方針、計画、業務分担の作成
 - ・ 計算書類及び附属明細書の検討並びに精査
 - ・ 監査報告書の作成、提出
 - ・ 取締役の職務執行が適法性を欠く恐れがないかの確認
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社は、監査役に前項の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑩ 当社及び子会社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役による職務の執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ当社もしくは子会社はすみやかに支出する。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役と代表取締役は適宜会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
ロ. 監査役は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定して、反社会的勢力との一切の関係を排除するための組織体制その他の対応に関する事項を定めることにより、反社会的勢力との関与、被害を防止するとともに、会社の社会的責任を果たすことを基本的な考え方としている。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた整備状況
イ. 取引先等の調査を適宜実施し、反社会的勢力との契約を未然に防止している他、取引先等に反社会的勢力の実質的な関与があると認められる場合は、契約を解除できる旨を契約書に明記して、反社会的勢力の排除を徹底している。
ロ. 管轄警察署、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を密にして情報入手に努めている。
- ⑭ 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制評価基本規程」をはじめとする関連規程を整備・運用している。また、金融商品取引法の定める内部統制報告書の提出に向け、内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正措置を実施する。また、子会社に関しても、当社の体制に準じて運用を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 内部統制システム全般
当社は内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査役及び内部統制担当部署である社長室がモニタリングし、改善を進めております。監査役及び社長室は、内部監査計画に基づき、当社の業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。
- ② コンプライアンス
年1回以上コンプライアンスに係る研修を実施しており、当社全役職員のコンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社は内部通報規程に基づいて内部通報窓口を設置し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 取締役会の主な運用状況

取締役会規程に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

④ 監査役の職務の執行

監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連 結 貸 借 対 照 表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	485,849	流動負債	60,054
現金及び預金	346,232	買掛金	12,459
売掛金	122,216	未払金	5,121
繰延税金資産	1,089	未払法人税等	9,317
為替予約	1,280	繰延税金負債	104
その他	15,031	その他	33,051
固定資産	145,954	固定負債	3,265
有形固定資産	26,617	繰延税金負債	3,265
建物附属設備	8,857	負債合計	63,319
工具、器具及び備品	17,750	純 資 産 の 部	
その他	10	株主資本	560,748
無形固定資産	81,500	資本金	247,710
ソフトウェア	81,500	資本剰余金	82,686
投資その他の資産	37,836	利益剰余金	230,350
投資有価証券	10,616	その他の包括利益累計額	5,391
敷金及び保証金	27,209	その他有価証券評価差額金	5,614
その他	10	為替換算調整勘定	△222
資産合計	631,804	新株予約権	2,345
		非支配株主持分	—
		純資産合計	568,484
		負債純資産合計	631,804

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		970,243
売 上 原 価		685,798
売 上 総 利 益		284,445
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		217,373
営 業 利 益		67,072
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	178	
為 替 差 益	1,836	
助 成 金 収 入	2,774	
そ の 他	847	5,637
経 常 利 益		72,709
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,999	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,038	6,037
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		78,747
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,059	
法 人 税 等 調 整 額	4,247	23,307
当 期 純 利 益		55,440
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		55,440

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	247,284	82,260	187,726	517,270
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	426	426		853
剰 余 金 の 配 当			△12,816	△12,816
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			55,440	55,440
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	426	426	42,624	43,477
当 期 末 残 高	247,710	82,686	230,350	560,748

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計			
当 期 首 残 高	4,133	△2,573	1,559	3,640	—	522,471
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						853
剰 余 金 の 配 当						△12,816
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						55,440
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,480	2,351	3,831	△1,295	—	2,536
当 期 変 動 額 合 計	1,480	2,351	3,831	△1,295	—	46,013
当 期 末 残 高	5,614	△222	5,391	2,345	—	568,484

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2018年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	465,259	流動負債	116,230
現金及び預金	326,666	買掛金	74,816
売掛金	122,216	未払金	5,494
前払費用	6,496	未払費用	14,641
繰延税金資産	1,089	未払法人税等	3,182
為替予約	1,280	前受金	221
その他	7,510	預り金	5,182
固定資産	174,226	その他	12,691
有形固定資産	25,507	固定負債	2,099
建物附属設備	8,435	繰延税金負債	2,099
工具、器具及び備品	17,061	負債合計	118,330
車両運搬具	10	純 資 産 の 部	
無形固定資産	77,288	株主資本	513,196
ソフトウェア	77,288	資本金	247,710
投資その他の資産	71,431	資本剰余金	82,686
投資有価証券	10,616	資本準備金	82,686
関係会社株式	34,068	利益剰余金	182,798
出資金	10	利益準備金	272
敷金及び保証金	26,735	その他利益剰余金	182,526
資産合計	639,485	繰越利益剰余金	182,526
		評価・換算差額等	5,614
		その他有価証券評価差額金	5,614
		新株予約権	2,345
		純資産合計	521,155
		負債純資産合計	639,485

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		970,232
売 上 原 価		731,616
売 上 総 利 益		238,615
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		203,891
営 業 利 益		34,723
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	81	
為 替 差 益	2,602	
受 取 手 数 料	411	
そ の 他	759	3,855
経 常 利 益		38,578
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,999	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,038	6,037
税 引 前 当 期 純 利 益		44,616
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,977	
法 人 税 等 調 整 額	3,480	14,458
当 期 純 利 益		30,158

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2017年4月1日から
2018年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	247,284	82,260	82,260	272	165,183	165,456	495,000
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	426	426	426				853
剰 余 金 の 配 当					△12,816	△12,816	△12,816
当 期 純 利 益					30,158	30,158	30,158
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	426	426	426	—	17,342	17,342	18,195
当 期 末 残 高	247,710	82,686	82,686	272	182,526	182,798	513,196

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	4,133	4,133	3,640	502,774
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				853
剰 余 金 の 配 当				△12,816
当 期 純 利 益				30,158
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,480	1,480	△1,295	185
当 期 変 動 額 合 計	1,480	1,480	△1,295	18,380
当 期 末 残 高	5,614	5,614	2,345	521,155

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

株式会社エコミック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 彰夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エコミックの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エコミック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

株式会社エコミック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬戸 卓 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木村 彰夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコミックの2017年4月1日から2018年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を維持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月18日

株式会社エコミック 監査役会

常勤監査役 鈴木 豊 ㊟

社外監査役 小林 董 和 ㊟

社外監査役 井上 晋 一 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第21期の期末配当をいたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は12,830,400円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2018年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 会社法の一部を改正する法律（2014年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条第2項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>3. 前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役及び監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、取締役会の決議により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (員数) 第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p> <p>(削 除) (削 除) (削 除) (削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 当社は、取締役会の決議により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	
<p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。</p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の決議方法</u>) 第38条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第39条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役会規程</u>) 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第 5 章 (<u>監査等委員会</u>) (<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第32条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第33条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>) 第34条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第35条 <u>監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>) 第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>第42条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>第38条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><u>(附則の削除日)</u></p> <p>第2条 本附則第1条及び第2条は、2028年6月26日をもって削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況))	所有する当社株式の数
1	くま 熊 (1971年4月10日生)	がな 名 じ 二 こ う 浩 谷 が い く ま あ ら 荒 つとむ 努 や 谷 1974年2月1日生	72,000株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社の代表取締役社長及び当社子会社の栄光情報技術(青島)有限公司の董事長として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び当社の属する業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	あ ら 荒 (1974年2月1日生)	がな 名 つとむ 努 や 谷 1974年2月1日生	7,200株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>当社の管理部門の責任者として、経営及び経理財務の豊富な経験と幅広い見識を有し、長年当社の取締役を務めております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	いけ がき きみ ひこ 生 垣 公 彦 (1962年6月15日生)	2008年2月 ソフトブレーン株式会社 ニュービジネス推進室室長 2008年5月 同社 BPO推進部部长 2009年6月 当社入社 営業部東京カスタマーセンター課長 2012年6月 当社 営業部長 2014年6月 当社 取締役営業部長(現任) 栄光情報技術(青島)有限公司 董事(現任)	200株
(取締役候補者とした理由) 当社の営業部門の責任者として、経営に関しても豊富な経験・知見を有しており、企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	みず え しょう じ 水 江 司 二 (1960年9月22日生)	1984年4月 株式会社セゾン情報システムズ入社 2003年4月 同社 Bulas事業部長 2009年4月 同社 BPO事業部長 2011年5月 株式会社HRプロデュース(現株式会社フェス)取締役 2012年6月 株式会社セゾン情報システムズ 取締役 2016年10月 株式会社無限 取締役副社長 2017年6月 当社 社外取締役(現任)	—
(取締役候補者とした理由) 株式会社セゾン情報システムズのBPO事業において豊富な経験を有しており、当社グループの属する業界に精通しております。企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 水江司二氏につきましては、本総会終結後の取締役会において業務執行取締役に就任予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしていたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
1	※ いの 井 (1962年5月15日生)	うえ 上 しん 晋 いち 一	1987年4月 三菱電機株式会社入社 2006年4月 中小企業診断士登録 2006年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2010年4月 公認会計士登録 2012年4月 井上晋一事務所代表(現任) 2017年6月 当社 社外監査役(現任)	—
(社外取締役候補者とした理由) 公認会計士であり会計に関し豊富な知識を有しています。これまで取締役会等の重要会議において積極的に発言しており、引き続き、専門的見地と高い見識を経営の監督に反映していただけることを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。				
2	※ すず 鈴 (1952年3月1日生)	き 木 ゆたか 豊	1997年4月 北包漣株式会社入社 総合企画部長 2001年5月 同社 取締役就任 総務本部長 2003年10月 日北酸素株式会社入社 2004年10月 当社入社 2004年12月 当社 監査役(現任)	6,000株
(取締役候補者とした理由) 長年に亘り当社の常勤監査役を務めております。豊富な経験と当社における監査全般に関する知見を有し、監査等委員である取締役の役割を適切に果たしていただけることを期待して、監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。				

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重、 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株式の数
3	※ 小 林 董 和 (1946年1月31日生)	1969年4月 北海道庁 入庁 1998年6月 同庁 総合企画部経済企画室長 2001年6月 株式会社苫東 代表取締役社長 2003年6月 北海道庁 経済部長 2005年5月 株式会社つうけんアクト 取締役副社長 2007年6月 株式会社つうけん 顧問 当社 社外監査役 (現任) 2008年3月 つうけんビジネス株式会社 代表取締役社長	1,100株
<p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>これまで培ってきた他社での会社経営の経験及び豊富な業務経験と知識を、社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを期待して、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 井上晋一氏及び小林董和氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、井上晋一氏及び小林董和氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定される最低責任限度額としております。なお、井上晋一氏及び小林董和氏が選任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 井上晋一氏及び小林董和氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、1997年3月31日開催の創立総会において年額80,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役除く。）の報酬等の額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額40,000千円以内とさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、2018年6月25日（月曜日）午後5時までにご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又はタブレットから当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

〔議決権行使ウェブサイトアドレス〕 <https://www.net-vote.com/>

2. インターネットによる議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。
- (2) 書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使とにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによつて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

3. ログインID及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「仮パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

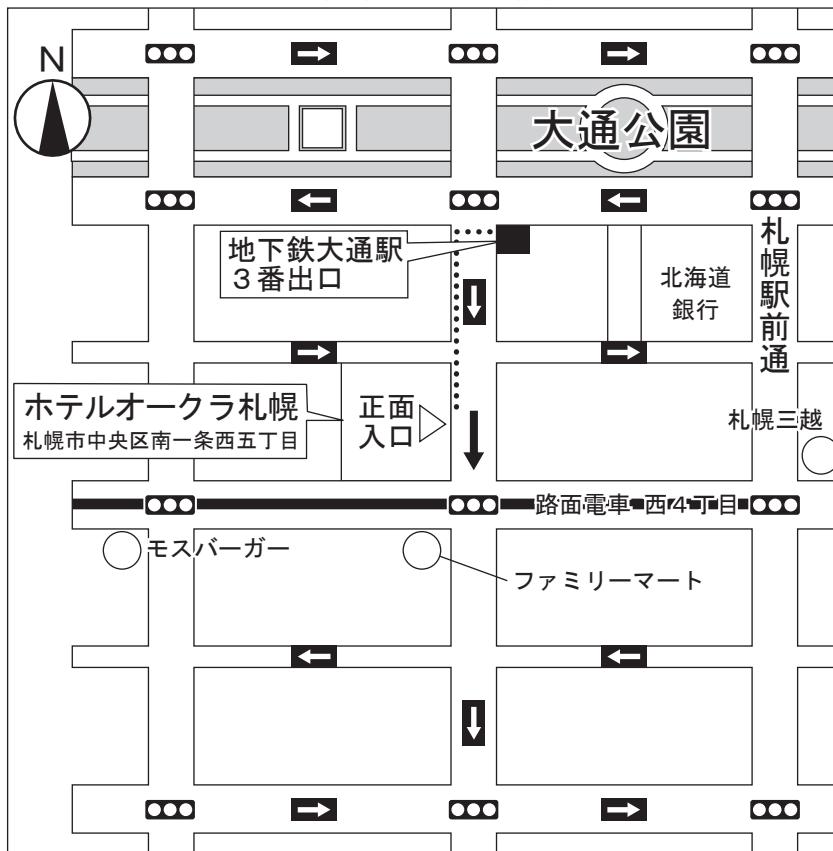
〔専用ダイヤル〕 0120-975-960

〔受付時間〕 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：札幌市中央区南一条西五丁目9番地1
ホテルオークラ札幌 2階 フォンテーンズ
TEL (011) 221-2333 (代)



[交通機関]

地下鉄「大通」駅から…3番出口より徒歩約1分